

下鴨神社「糺の森」 第3期整備計画について

京都市都市計画局都市景観部

1 下鴨神社周辺の土地利用の変遷（明治～平成）



【明治 23 年地形図】



【昭和 27 年修正地図】



※着色は風致地区

【平成 23 年版】

2 景観に関する規制の変遷（次頁に規制の推移図を示す。）

＜周辺地域の規制の変遷＞

【第3期整備計画地の景観規制の変遷】

- ・世界遺産登録時には、バッファゾーンを風致地区、美観地区及び10m高度地区に指定
- ・登録後、風致地区及び美観地区を拡充し、平成19年の新景観政策では、美観地区を北大路まで拡大するとともに、幹線道路の下鴨本通

	登録時点（平成6年）	現行（平成26年）
景観規制	風致地区（第3種附則）	風致地区（第3種）
高さ規制	10m高度地区	10m高度地区
眺望規制		近景デザイン保全区域 眺望空間保全区域
用途地域		第1種低層住居専用地域

- 沿道の高さ規制を20mから15mに強化するなど、より厳しい景観コントロールを実施
- ・加えて、平成19年に眺望景観創生条例を創設し、下鴨神社を視点場に周囲500mの範囲を近景デザイン保全区域としてデザイン規制するとともに、鴨川右岸から大文字までの眺望を確保する標高規制（眺望空間保全区域）を設け、下鴨神社の「境内の眺め」と眺望を保全する措置を実施

3 周辺の状況



賀茂大橋からの眺望



糺の森東側の住宅地



糺の森に近い風致地区内の物件